- 本件控訴を棄却する。
- 控訴費用は控訴人の負担とする。 事実及び理由

第一 申立て

一 控訴人

1 原判決を取り消す。 2 被控訴人が平成一〇年二月二〇日付けで控訴人に対してした「団地番号一九〇九二α〇四—〇五〇九号」についての名義変更申請却下処分は無効であることを確

3 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

被控訴人

主文と同旨。

第二 事案の概要

原判決記載のとおりである。ただし、原判決七頁六行目の「のではなく、」の次に「公営住宅の使用関係を」を、九頁八行目の「所定の」の次に「原告適格を認め られる者の」を各加える。

第三 証拠関係

原審記録の証拠関係目録記載のとおりである。

第四 判断

原判決説示のとおりである。ただし、原判決二〇頁末行の「付けられた」の次に「公営住宅法」を加え、二一頁三行目の「同項による承認手続」から二二頁八行目の「したがって、」までを削除する。 以上によれば、原判決は正当であり、本件控訴は理由がない。

大阪高等裁判所第七民事部

裁判長裁判官 妹尾圭策

裁判官 菊池徹

裁判官 宮本初美